

## 第 492 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 8 月 6 日（金曜日）午後 4 時 10 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1  
岡山第 2 合同庁舎 2 階 共用会議室 C D
- 3 出席者
- |            |   |
|------------|---|
| 公益代表委員     | 岡 崎 伸 二<br>片 山 裕 之<br>西 田 和 弘<br>益 田 佐和子<br>横 山 純 子 |
| 労働者代表委員    | 浅 山 里 奈<br>小 橋 政 次<br>小 林 陽 一<br>内 藤 陽 介<br>野 瀬 仁 志 |
| 使用者代表委員    | 石 黒 和 之<br>鶴 海 元<br>錦 織 勝 輝<br>西 谷 治 朗              |
| 事務局 岡山労働局長 | 内 田 敏 之   |
| 労働基準部長     | 子 安 成 人   |
| 賃 金 室 長    | 木 村 弘 之   |
| 賃 金 係 長    | 遠 藤 英 文   |

## 4 議 事

遠藤係長

ただ今から、第 492 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、定足数の確認について御報告申し上げます。本日は使用者側委員の槇野委員 1 名が御欠席、他の委員 14 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令 5 条 2 項の定足数、委員の 3 分の 2 以上、又は、公労使各委員の 3 分の 1 以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

本日御審議いただきます事項について御説明申し上げます。

- (1) 岡山県最低賃金の審議について
- (2) 今後の審議日程について
- (3) その他

でございます。

会長、よろしく願いいたします。

西田会長

付議事項の「(1) 岡山県最低賃金額の審議」について、岡山県最低賃金専門部会の部会長から報告してください。

益田部会長

私から「岡山県最低賃金額の審議」について御報告いたします。

まず、報告書でございます。

(部会長より会長に報告文を手渡す)

(事務局、報告文の写しを各委員に配付)

益田部会長

岡山県最低賃金専門部会として、7 月 30 日に第 1 回の専門部会を開催し、通算 4 回の審議を行い、本日 8 月 6 日に結審いたしました。

金額審議に当たりましては、まず、最低賃金と生活保護との整合について、中央最低賃金審議会答申の考え方にのっとり、岡山県最低賃金と生活保護費を比較し、令和 2 年 10 月 3 日発効の岡山県最低賃金が生活保護費を上回っていることを確認いたしました。

また、金額審議に際しては、労働者の生計費、労働者の賃金水準、通常の企業の支払能力を総合的に考慮して、さらに中央最低賃金審議会の目安答申、県内の企業活動と労働者の実情を踏まえ、改定額について審議を行いました。労使の間で意見の相違があり、全会一致には至らず公益委員見解として時間額 862 円、引上げ額 28 円を提示いたしました。

この公益見解に対し、採決の結果、労働者代表委員3名と公益委員2名、合計5名が賛成、使用者代表委員3名が反対となりまして、賛成多数を得てこの金額で専門部会として報告文を作成、提出することで結審いたしました。

よって、時間額862円、引上げ額28円ということで専門部会として報告書を提出いたしました。

なお、今年度の報告文の作成に当たりましては、例年とは異なるものとなっております。専門部会の審議の中でなお書きを追記することについて委員の皆さんの確認を得て、こういった形となっております。以上です。

西田会長

ありがとうございます。  
事務局から報告文を朗読してください。

木村室長

報告文を読み上げさせていただきます。

(報告文の読み上げ)

西田会長

ただ今の説明について質疑、御意見などございませんか。

(特になし)

西田会長

この報告に基づいて本審議会として答申することに賛否を求めることにいたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

賛成の方は挙手をお願いします。

(会長を除く公益4名、労側5名、使側0名、計9名が挙手)

西田会長

反対の方は、挙手をお願いします。

(公益0名、労側0名、使側4名、計4名が挙手)

西田会長

賛成とした委員9名、反対とした委員4名で、過半数の委員が賛成ですので、報告文を基に答申いたします。

ここで、答申文の作成に当たってお諮りをしたいと思います。先ほど専門部会長から本審議会に対する報告書の提出があり、中賃の目安審議のあり方、目安額の提示について様々な意見が

あったことを受けて、そうした意見を付記した報告書が提出されました。そこで、当審議会としてもこの報告書を受けて答申文に意見を付して労働局長に提出したいと思います。

これにつきまして、皆さんの御意見があればお願いします。

(特になし)

西田会長

ありがとうございます。

皆さんの賛同をいただきましたので、意見を付記した答申文を作成することとします。

文面については報告書を踏襲したものとしたいと思います。報告書を踏襲ということによろしゅうございますか。

(異議なし)

西田会長

事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文の(案)を各委員に配付)

木村室長

答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)の読み上げ)

西田会長

ただ今の答申文(案)について、各委員の皆様におかれましては御異議がございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

御異議がないようですので、(案)を取りまして、局長に答申することといたします。

(事務局、答申文を準備し会長に手渡し、再度内容を確認)  
(会長より局長へ答申文を手渡す)

木村室長

答申をいただきましたので、局長から一言お礼を申し上げます。

内田局長

ただ今、会長から、岡山県最低賃金の改正につきまして答申をいただきました。

委員の皆様におかれましては、暑くて厳しい日程の中、真摯

に、かつ、慎重に御審議をいただき、心から感謝申し上げます。

今後、異議の申出等に係る必要な手続を経て早期発効に向けて作業を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

また、答申文の目安に関する厳しい御意見、あるいは雇用調整助成金をはじめとする助成金の申請手続や相談体制、こうしたものの見直し、下請取引の適正化に係る実効ある指導方法などについて、私、過去にそのような仕事をやっておいた関係で様々な機会を通じて、特に厚生労働省におきましては、幹部に直接しっかりと伝えるなどしてまいりたいと思ひますので、引き続き、御理解、御協力をお願いしたいと思ひます。

本日は、誠にありがとうございました。

西田会長

ただ今の答申をもって、本年度の岡山県最低賃金の改正審議を終わります。

なお、この答申について、岡山県内の労働者、これを使用する使用者から異議の申出があれば、改めて審議をお願いすることになります。

続きまして、今後の審議日程について事務局より説明してください。

木村室長

先ほど、会長より岡山労働局長あて岡山県最低賃金の改正に係る答申をいただきましたので、本日異議の申出に係る公示を行います。公示期間は令和3年8月23日月曜日までとなります。異議の申出がありますと、異議の申出に係る審議会を開催することとなります。委員の皆様方には日程の確保についてよろしくお願ひします。

西田会長

その他として、事務局から何かございますでしょうか。

木村室長

特定最低賃金専門部会の開催日程につきましては、現在委員の推薦の公示をしておりますので、委員を決定の上、開催日の日程を調整し、できるだけ早く連絡させていただきたいと思ひますので、御承知おきください。

西田会長

各特定最低賃金専門部会を担当される委員の方は、日程が決まりましたら、よろしくお願ひいたします。

なお、次回の審議会は、先ほども申し上げましたが、異議の申出があった場合に開催の予定です。

次回の審議会については、皆さんの忌たんのない御意見をいただく必要があると考えますので非公開といたします。

委員の皆様、ほかに何かございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

なければ、これで第 492 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。どうもお疲れ様でございました。